



第8回並木地区小規模校再編検討委員会 開催
平成17年2月25日(金)19時から
並木第三小学校「コミュニティハウス」にて

第8回検討委員会の協議内容等 議題

- 1 新学校名について
 - 2 中学校の通学区域について
 - 3 跡利用の要望について
- その他
「意見書」について

検討委員会の冒頭に、事務局より、傍聴希望の問い合わせが多くあることから、いままで準用してきた「横浜市教育委員会傍聴人規則」に代えて、新たに「並木地区小規模校再編検討委員会傍聴人規程」を制定し、運用することが提案され、了承されました。

主な内容

傍聴の定員は10人とし、希望者が定員を超えるときは、先着順とする。等

前回の検討委員会(平成17年1月31日)に「並木二丁目住民有志の会」から出された「施設の安全性について再検討してほしい」との要望書に対する「横浜市教育委員会事務局及び建築局の見解」について説明がありました。

並木2丁目住民 有志の会「要望書」(2005年1月31日付)に対する見解(抜粋)

横浜市教育委員会事務局
横浜市建築局

並木地区小規模校再編検討委員会委員あてに送付された標記要望書は、「複数の専門家を交えて検討」したとされていますがいくつかの点で、事実と異なる記載があるため、検討委員会事務局を担当する教育委員会事務局及び学校施設の建設を担当する建築局として、以下のとおり見解をまとめました。

新耐震設計基準について

昭和39年に発生した新潟地震や十勝沖地震を教訓として建築基準法の構造設計基準、特に基礎及び杭工法が大幅に見直され、より地震に強い基準を検討作成し、昭和56年度より施行される。施行されることにより、昭和56年度以降は杭工法及び基礎の強度基準が高くなり、より安全となった。

基礎の耐震設計基準については、建設省が昭和54年に建築技術審査委員会の下に建築基礎検討小委員会を設け、策定に着手しました。その後、昭和57年に成案ができ、基礎の設計、施工、材料などに関係する諸団体の意見を聴取して修正を加えた上で、昭和59年に「地震力に対する建築物の基礎の設計指針」として公表されました。

したがって、指摘のある「杭工法」の新基準は、並木第三小学校が開校した昭和56年の3年後に公表されていることは明らかであり、要望書の説明は事実と反するものと言わざるを得ません。

杭工法について

鋼管杭は他の杭に関して靱性に欠けており、現在では製造がされていない。
第2小の支持層が10m～30mという大きな傾斜地であり先端部が平らな鋼管杭は杭打位置のずれ、及び滑りを発生する可能性が大きい。

新潟地震での被害では杭類と基礎との接合が弱くその事が建物倒壊の原因と考えられている。新耐震設計施行後の杭頭処理として「目荒らし」することにより、杭と基礎との一体性を強くしているが、鋼管杭ではその処理が不可能であり、不安が大きい。
第2小の支持層の傾斜が強く、地盤自体が滑りを起こす可能性が大きい。

以上の理由により、砂地盤の上に建設され液状化を起こしやすい状況である並木地区において並木第二小学校は並木第三小学校と比較し、地震に対し危険性が非常に大きい。

「鋼管杭は現在では製造されていない。」は、事実と異なります。

並木第二小学校の地質報告書では、「支持層に傾斜があるため、杭先端のスベリによる偏心を起す恐れがあり、先端形状はペンシル型よりもフラットなものを利用するのが望ましい。」とされており、鋼管杭が使用されています。

「杭頭処理として目荒らし」の意味が明らかではありませんが、検討委員会において提供した資料のうち杭頭処理図のとおり、両校ともそれぞれ適切な処理が施されていることが判ります。

「地盤自体がスベリを起こす可能性が大きい。」とのことですが、具体的な根拠もなく、抽象的であり、「…可能性が大きい。」とは言えないものと考えます。

以上のとおり、要望書は随所に事実と異なる説明が展開されており、それら適切でない説明を前提とした「並木第二小学校は並木第三小学校と比較し、地震に対し危険性が非常に大きい。」とする結論は、認められずこのような説明が仮に保護者や一般住民の方々に伝えられた場合、誤解による無用の不安を与えるおそれもあるものと懸念されます。

1 新校名について

並木第二小学校・並木第三小学校の再編統合にあたり、「新校名のアンケート」について、並木第二小・第三小学校の保護者並びに地域の皆さん、卒業生の皆さん等から、数多くの校名(案)をお寄せいただきました。ご協力ありがとうございました。集計結果は次のとおりです。

～ 新校名のアンケート結果 (H17・2・24時点) ～

順位	校名	並木第二小	並木第三小	郵送・FAX・Eメール等	計
1	並木中央小	71	41	3	115
2	並木桜小	21	10		31
3	並木シーサイド小	19	9		28
4	新並木小	4	6		10
5	並木未来小	4	6		10
6	並木かがやき小	3	1		4
7	並木光小	2	1		3
8	並木第五小	1	1		2
9	並木かもめ小		1	1	2
10	その他	6	6	2	14
計		131	82	6	219

このアンケート結果を基に、新校名案について話し合いました。

意見

「並木中央小学校」というのは、シーサイドの駅名で、普通すぎると思う。統合して夢や未来に向かって創り上げて行く学校であってほしいという思いから、個人的には「並木かがやき小学校」「並木未来小学校」などが良いと思います。

いろいろな考えがあると思うが、楽しく夢のある学校名でも良いのではないかと思います。

これから、新たに長い歴史を築いていく学校なので、先に行っても通用するような名前にした方が良いでしょう。一時の感覚であまり変わった名前をつけてしまうのはどうかと思う。無難なところでいくのがいい。

これまでに届いているアンケート結果の中で、3～4校名案を選択して、再度アンケートを実施してはどうかと思う。

お寄せいただいた校名(案)の中で、最も多かったのは「並木中央小学校」でしたが、これらのご意見を踏まえ、検討した結果、検討委員会として、次の4つの校名(案)「並木中央小学校」「並木シーサイド小学校」「新並木小学校」「並木かがやき小学校」を選定し、再度アンケートを実施することになりました。

これらの中から、いずれかの校名を選んでいただくアンケートを3月3日(木)に並木第二小学校及び並木第三小学校を通じて保護者あてに依頼し、3月10日を締切とした結果をご報告いたします。

このアンケート結果を踏まえ、地域の方からもご意見をお寄せいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

～ 最終アンケート結果 ～

並木中央小学校 161票

並木シーサイド小学校 67票

新並木小学校 31票

並木かがやき小学校 24票

* 平成17年3月25日(金)までにお寄せいただいたご意見については、次回の検討委員会で、ご紹介する予定です。

2 中学校の通学区域について

中学校の通学区域について話し合った結果、次の案が出されました。

- ・現在の並木第二小学校の区域は現行どおり富岡東中学校の通学区域とし、希望者は、並木中学校を選択できる特別調整通学区域とする。
- ・現在の並木第三小学校の区域は現行どおり並木中学校の通学区域とし、希望者は、富岡東中学校を選択できる特別調整通学区域とする。
- ・特別調整通学区域の設定は、再編統合校の最初の卒業生が、中学校に進学する「平成19年4月1日」からとする。

特別調整通学区域 指定校の他、教育長が定める指定校以外の学校のいずれかを選択できる区域

*他の委員からも、この案が適当であるとの意見が多くあり、この内容を「意見書」に盛り込むことにしました。

3 跡利用の要望について

委員長より

- ・跡地活用についての具体的な要望については、検討委員会としても要望していくが、地域としても各自治会長あるいは各種関係団体等と話し合い、区役所や関係局等に要望していきたい。
- ・「地域の財産」として、地域の中で生かしていくということを前提に議論していきたい。

意見

コミュニティハウスを残すべきである。

学校は防災拠点になっているので、学校としての役割は終わっても、地域の重要な「防災拠点」としての施設であることをアピールしていくべきだ。

並木第三小学校の給食室は、1000人規模の配給ができる機能を持っているので、今後、跡利用を検討する中で、活用を希望している方たちもいる。

児童会館・保育園を要望したい。区内には待機児童もたくさんいる。しかも、二丁目にはこのような施設がないので是非お願いしたい。

防災拠点あるいは防災備蓄庫は地域にとって必要不可欠なものである。できればこれまで以上に「充実させた施設構造」にしていきたい。

質問

H17.1.16(日)に並木第三小学校の保護者を対象とした「説明会」が行われたが、その中で跡地の売却という話が出たようだが、これについて説明願いたい。

「学校としての役割を終えて、地域としてあるいは行政として跡利用について検討していく中で、跡利用についてどこからも要望がない状況であれば売却もあるかと思うが、すでにいくつかの要望も出されていること等から、そうはならないのではないかと考える。」という説明をしました。

本日も、検討委員会として跡利用についての議論を行っているところであり、それらの要望を教育長あての意見書に盛り込むことになると思われます。(事務局)

4 その他(意見書案について)

前回までの議論を踏まえ、検討委員会が教育委員会に提出する意見書の案が示され、これについて話し合いました。(空欄は「第7回検討委員会」時点で未決定の部分です。)

1 小規模校の再編計画案

(1)再編にあたっての考え方

- ・並木地区の2校の小学校を再編統合すべきである。

(2)再編の実施方法

- ・並木第二小学校及び並木第三小学校の2校を1校に再編統合することが適当である。
- ・統合後に使用する学校施設は、現在の並木第二小学校が適当と考える。
- ・再編により新たにスタートする学校の教育環境整備に配慮願いたい。

2 通学区域変更案

- (1)現在の並木第二小学校及び並木第三小学校の通学区域を一体とした通学区域が望ましい。

(2) 富岡小学校に通学している児童の中で、16号線より並木地区側に位置する「富岡東四丁目、富岡東六丁目」の児童は、以前より通学安全等の理由から、並木地区の学校への通学を望む声があり、統合後の新校に受入の余裕があることから、該当区域の保護者並びに地域住民の意思を十分確認しながら、調整を図って、通学区域の変更又は特別調整通学区域の設定について検討願いたい。

(3) 中学校区について、

3 統合校の学校名

(1) 統合校の名称は、

4 通学安全要望

並木地区は、閑静な住宅地で他地区と比較すると通学安全上の大きな問題はないものと考えられます。今後、統合後の通学区域の児童の登下校を想定し、2小学校の学校関係者や地域の代表により、通学上の安全について引き続き検討し、必要があれば、土木事務所、警察署等の関係機関に申し入れを行うが、その際には、小規模校の再編統合という事情も配慮し、教育委員会、区役所等関係機関は、最大限の協力を願いたい。

5 統合により生じる土地・建物の活用に関する要望

検討委員会で意見が出された個々の要望については、別表として記載したが、今後、別途地域で跡利用を検討する場を設けることを検討している。その際には、必要に応じ区役所及び市関係部局の協力をいただきたい。

6 その他小規模校再編にあたっての要望

(1) 教育内容の充実

ア統合校では、並木地区の新しい学校にふさわしい「学校の特色づくり」を進めていただきたい。
イ

(2) 新たな「小学校」の歴史を築くために

新たな「小学校」は、これまでの2校が築いた歴史を尊重し、できる限りこれを保存・記録されたい。加えて地域とともに歩む新たな歴史を築いていくことにより、地域住民や卒業生すべてが「故郷」と感じられるような、開かれた学校づくりを推進されたい。

質問

学校の特色づくりについて、子どもや保護者の意見を出すことはできるのか。

学校の特色づくりについては、今後並木第二小・並木第三小の両校の教員を中心に検討されていくこととなります。

今後、両校のPTAの交流等も数多くあることになるので、教員とPTAで、意見交換等を行っていただきたい。教育委員会としても支援していきたい。(事務局)

意見

安全への配慮について、通学安全だけでなく、耐震や防災を含めた内容にしていきたい。並木第二小学校の校門が低く感じるので、改善要望に含めていただきたい。

「4 通学安全要望」を「4 児童の安全に関すること」に変更し、いただいたご意見を整理し、次回「意見書案」としてお示ししたい。(事務局)

次回検討委員会の日程

日時:平成17年3月29日(火) 19:00 ~

場所:並木第三小学校「コミュニティハウス」にて



並木地区小規模校再編検討委員会の経過・横浜市の基本方針等はホームページでもご覧いただけます。

・基本方針等:<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/gakku.html>

・並木地区小規模校再編検討委員会:

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/shoukibo/index.html>



並木地区小規模校再編検討委員会は、常に皆さまからのご意見をいただいております。FAXかEメールにて、事務局までご連絡ください。

* 並木地区小規模校再編検討委員会事務局 *

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話 : 045-671-3253

横浜市教育委員会事務局学校計画課 FAX : 045-651-1417

Eメール : ky-namiki@city.yokohama.jp

